

5-13 世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱

浸透ます・浸透トレンチ・雨水タンクの設置

近年、都市化の進展に伴い、地表がコンクリートやアスファルトで覆われることにより大雨の際には今まで地面にしみ込んでいた雨水が、短時間に集中して下水や河川に流れ込むようになり、浸水被害が発生しています。区では、このような事態に対応するため、区民や事業者の方々と協力して豪雨対策を進めています。

豪雨対策では、河川や下水道の整備に加え、大量の雨水を一時に流出させないための流域対策（雨水貯留浸透）が重要となります。皆様のご協力をお願いします。

□対象となる施設

公共施設及び民間施設が対象となります。

（駐車場、駐輪場、私道を含む）

※民間施設は、敷地面積150㎡以上の場合、計画書の提出が必要となります。

□対象となる行為

建物の新築・改築

公園、道路、私道、鉄道、高速道路、駐車場及び駐輪場の新設・改修

都市計画法に規定する開発行為

□雨水流出抑制施設の設置量

	目黒川エリア 北沢川エリア 烏山川エリア 蛇崩川エリア 神田川エリア 立会川エリア	谷沢川エリア 丸子川エリア 野川エリア 仙川エリア 呑川エリア 九品仏川エリア 多摩川エリア	【流域対策推進地区】 用賀3、4丁目・上用賀地区 鎌田1、2丁目地区 上馬・弦巻地区 中町・上野毛地区 尾山台・奥沢地区 玉川・野毛地区	
公共施設（以下の施設を除く）	600㎡/ha			
教育施設（区立小学校・中学校）	600㎡/ha	1000㎡/ha		
公園	敷地面積3,000㎡以上	1000㎡/ha		
	敷地面積1,000㎡以上 3,000㎡未満	600㎡/ha	700㎡/ha	1000㎡/ha
	敷地面積1,000㎡未満	600㎡/ha		
道路	300㎡/ha	500㎡/ha	600㎡/ha	
鉄道又は高速道路施設	300㎡/ha			
大規模民間施設（敷地面積500㎡以上）	600㎡/ha			
小規模民間施設（敷地面積500㎡未満）	300㎡/ha			
私道	300㎡/ha			

□助成制度

世田谷区では、雨水浸透施設・雨水タンクを設置する場合に助成制度を利用することができます。

・雨水浸透施設

「標準工事費単価×設置数量」又は「見積額」のいずれか低い額

※限度額400,000円（湧水保全重点地区又は流域対策推進地区は500,000円）

・雨水タンク

1基あたり「本体価格+設置費」の1/2の額

※限度額35,000円（ただし設置費の限度額は5,000円）（年度内の助成額の総額は14万円）

詳しくは下記担当までお問い合わせください。

担当	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱協議先について		
	土木部 工事第一課 工務担当(世田谷、北沢、烏山地域)	電話番号 03-6432-7971	
	土木部 工事第二課 工務担当(玉川、砧地域)	電話番号 03-6432-7976	
	助成制度について		
	土木部 豪雨対策・下水道整備課 豪雨対策担当	電話番号 03-6432-7963	